

「知的財産推進計画2015」等で示されている著作権関係課題**第 2 部 重要 8 施策****5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備****(1) 現状と課題**

デジタル・ネットワークの発達に伴い、国内外においてクラウド技術を活用したコンテンツの利用サービスが発展しつつある。例えば、クラウド事業者がサーバーに用意しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、両者が同一の場合にはクラウド上のコンテンツを利用者の携帯端末等でも利用できるようなサービスなど、機器や端末に依存しないコンテンツの利用環境が現れつつある。

このような技術的な変化や海外事業者での新サービスの立上げの動向等を踏まえつつ、我が国においても、コンテンツ利用者の利便性の向上に対応するため、コンテンツを利用した新たなサービスの創出と提供が期待されている。また、このような新サービスの創出は、その担い手たる産業の発展のみならず、コンテンツの流通促進による文化の発展にも資するものである。

他方で、我が国においては、著作権法において私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であり、事業者がサービス展開を躊躇する要因になっているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、昨年度の文化審議会著作権分科会においてクラウドサービスと著作権制度の関係について議論が行われた。その結果、「一定のロッカー型クラウドサービスについては私的使用目的の複製と整理される」と結論付けられた。併せて、私的使用目的の複製範囲を超えるロッカー型クラウドサービスを発展させるためには、多数のコンテンツを利用する際に必要となる莫大な権利処理コスト（権利者の探索や個々の権利者との契約等）の低減が必要不可欠である。

これらを踏まえ、同審議会では、音楽関係の権利者団体から、ロッカー型クラウドサービス事業者による権利処理をワンストップで対応する「音楽集中管理センター」（仮称）の提案がなされており、同提案の具体化と早期実現が求められる。また、権利処理コストの低減はコンテンツ利活用共通の課題であり、こうした集中管理の取組が他分野にも拡大していくことが今後期待される。

同審議会では、事業者の要望を受けて、メディア変換サービス、個人向け録画視聴サービス、論文盗用検証サービスなど、ロッカー型以外のクラウドサービスと著作権制度の関係についても検討が行われた。これらのサービスを国内で行っている事業者からのヒアリングでは、各事業者は基本的に権利者との契約や現行の権利制限規定の範囲内で行っており、また、範囲外のサービスの必要性が生じた時には別途契約によって対応するとの考え方が示された。加えて、同審議会では、各サービスはその性質上、権利の制限ではなく権利者との契約によって対応すべきものであるとの議論がなされたことから、現時点において、これらのサービスについて法改正の必要性は認められないとの結論が得られた。

他方では、技術の進歩に伴い、コンテンツの利用形態、利用環境、利用手段は引き続き

多様化していくと考えられる。さらに、人工知能技術の発展により、人間に替わって機械が著作物を生み出す場合も生じつつあるなど、帰属が曖昧な著作物がインターネット上を漂う時代、また、3Dプリンティングの発展により、情報とモノの区別が曖昧になる時代も近づいている。こうした技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっているなどデジタル・ネットワーク時代に相応しい制度整備を求める声は強くなっており、政策的意義や新事業の創出等の経済効果、コンテンツの創作活動や関連産業への影響等を踏まえつつ、今後検討を進めていくことが必要である。

なお、コンテンツを利用した新たなサービスの創出・提供促進を検討するに当たっては、クリエイターへの適切な対価還元や日本コンテンツが国内外に流通しやすいプラットフォームの整備等、我が国においてコンテンツの再生産が持続的に拡大していくための環境整備にも配慮することが重要である。

近年、教育現場においては、ICTを活用した教育の進展がみられる。クラウド上でのデジタル化した教材の利用やインターネットを通じた講義のオンデマンド配信等の動きに対応できるよう、関連する著作権制度上の課題を整理、検討の上、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。また、デジタル教科書・教材の活用については、「規制改革実施計画」（2014年6月閣議決定）等における提言を踏まえ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等について、導入に向け必要な検討を行い、2016年度までに結論を得るよう、引き続き議論を行っていくことが必要である。

また、イノベーション創出等の観点から、公的機関が保有する公共データや公的助成を受けた研究成果（リサーチデータ）のオープン化が世界的にも進展しており、我が国においても検討や取組が進められつつある。その際には、著作権ポリシーの明確化を始めデータを利活用しやすいような環境整備に留意して進めることが重要である。

（2）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討）

- ・インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。（短期・中期）（内閣官房、文部科学省、関係府省）